

地域連携推進会議について

令和6年（2024年）10月30日（水）

宝塚市 障害（がい）福祉課 基幹相談支援センター

地域連携推進会議とは・・・

『社会保障審議会 障害者部会 報告書（R4.6）』より

「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になる恐れのあるサービス類型（※）については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。」

- ・・・（※）施設入所支援及び共同生活援助（グループホーム）について、令和6年度地域連携推進会議の開催を報酬改定にて位置づけ

（令和6年度は努力義務 令和7年度から義務）

○運営推進会議と地域連携推進会議の比較について

	運営推進会議	地域連携推進会議
分野	介護保険	障害(がい)福祉
構成員	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市町村職員又は地域包括支援センター職員 ・有識者	・利用者 ・利用者の家族 ・地域住民の代表者 ・市町村職員、基幹相談支援センター職員又は自立支援協議会構成員 ・有識者 ・経営者
開催頻度	概ね2か月に1回	年1回以上 + 訪問
目的	提供しているサービスの内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。	・利用者と地域との関係づくり ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ・施設等やサービスの透明性・質の確保 ・利用者の権利擁護
記録の作成と公表	報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表	

○地域連携推進会議の本市の取り扱いについて

日中サービス支援型共同生活援助事業所 2事業所に対し、
従前の評価シートによる評価とともに、令和6年度中に地域
連携推進会議を開催するよう、事業所に依頼する。

⇒評価シートについては第2回全体会にて報告。
(昨年度と同様)